

協定項目の具体的な調整結果

協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い			
調整方針	○ 運営協議会については、 <u>合併時に統一する。</u>			
項 目	現 況			行方市
	麻生町	北浦町	玉造町	
運営協議会	●国民健康保険運営協議会 ・被保険者を代表する委員：6名 ・国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員：6名 ・公益を代表する委員：6名	●国民健康保険運営協議会 ・被保険者を代表する委員：4名 ・国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員：4名 ・公益を代表する委員：4名	●国民健康保険運営協議会 ・被保険者を代表する委員：5名 ・国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員：5名 ・公益を代表する委員：5人	【国民健康保険運営協議会】 合併時より統一する。 人数18名

給付内容	●給付内容（平成１６年４月１日現在）				【葬祭費】 平成１８年度より統一する。 １件 50, 000 円
	区 分	麻生町	北浦町	玉造町	
	療養の給付	一般（７割）、退職者本人（７割）、被扶養者入院（７割）、外来（７割）、前期高齢受給者（９割又は８割）、３歳児未満（８割）	同一	同一	
	療養費	一般（７割）、退職者本人（８割）、被扶養者入院（８割）、外来（７割）、前期高齢受給者（９割又は８割）、３歳児未満（８割）	同一	同一	
	高額療養費	一般世帯１部負担金が 72,300 円（但し町民税非課税世帯については 35,400 円）を越えた額が支給されます。 上位所得世帯については 139,800 円を超えた額が支給されます。（世帯合算制度、同一世帯年４回以上支給の場合の軽減、長期疾病高額の軽減）	同一	同一	
	精神障害者医療手当金	自己負担分全額支給	同一	同一	
	出産育児一時金	１件 300,000 円	同一	同一	
	葬祭費	１件 60,000 円	１件 50,000 円	１件 30,000 円	

項 目	現 況			行方市
	麻生町	北浦町	玉造町	
健康づくり事業	●人間ドックの助成 ・40 歳人間ドック、脳・心臓ドック、婦人科検診 ・検診料の7割助成 ●総合データバンク事業 ●健康教室 （水中エアロビックス教室）	●検診事業 ・50 歳人間ドック、脳・心臓ドック ・検診料の7割助成 ●無受診世帯の表彰 ・保険税を滞納していない前年度無受診世帯 ●健康教室事業 ・健康ウォーキング教室、カラオケ教室	●健康診査事業 ・脳ドック、人間ドック ・検診料の7割助成 ●無受信世帯の表彰 対象者：保険税を滞納していない世帯 ●健康相談事業 国庫補助事業（13～17 年） ・健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス等の24 時間電話相談 ●健康教育事業 国庫補助事業 ・健康講演会 ・国保だよりの発行 ●健康保持増進・体力増進事業 国庫補助事業 ・各層スポーツ大会の支援 ●心の健康づくり事業 国庫補助事業 ・心の健康づくり講演会 ・啓発パンフレットの発行	平成17 年度は各町で実施している事業を継続する。 平成18 年度は、統一した事業で実施